

生産行程管理業務規程

平成30年3月15日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒038-0211)

アオモリケンミナミツガルゲンオオワニマチオオアザオオワニアザカワベ
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺11-11

名称（フリガナ）：オオワニオンセンモヤシゾウサンスイシンイインカイ
大鰐温泉もやし増産推進委員会

代表者（管理人）の氏名： 委員長 八木橋 孝男

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区 分 名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（もやし）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：大鰐温泉もやし（オオワニオンセンモヤシ）、Owanionsen Moyashi

4 明細書の変更

大鰐温泉もやし増産推進委員会（以下、「委員会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生産地の確認

委員会は、生産者に「大鰐温泉もやし栽培実績報告書」を作成、毎年5月までに提出させる。その記載内容により生産地を確認する。

（2）品種の確認

品種「小八豆」は生産者が管理しており、委員会は生産者に「大鰐温泉もやし栽培実績報告書」を作成、毎年5月までに提出させる。その記載内容により品種を確認する。年1回の現地調査については、栽培期間中に委員会が実施して、小八豆である事を確認する。

（3）栽培方法の確認

委員会は、生産者に「大鰐温泉もやし栽培実績報告書」を作成、毎年5月までに提出させる。その記載内容により、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。年1回の現地調査については栽培期間中に栽培方法が遵守されているか否かを確認し記録する。

（4）出荷規格及び最終製品の確認

委員会は、生産者に出荷規格、出荷数量について「大鰐温泉もやし出荷実績報告書」に記載させ、毎年5月までに提出させる。その記載内容により出荷規格を遵守しているか否かを確認し記録する。年1回の現地調査については出荷期間中に出荷規格が遵守されているか否かを確認する。

(5) 臨時の調査

上記による他、明細書に記載されている各基準が遵守されていない事が疑われる場合には、委員会は臨時に現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

(1) 委員会は、5の確認事において、明細書に記載されている生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、委員会は当該生産者を除名できるものとする。

(2) 委員会は、年1回以上構成員である生産者に対し、講習会等の説明機会を設け、明細書に記載されている各基準を遵守するよう指導する。

(3) 在来品種「小八豆」の維持について、委員会の構成員である大鰐温泉もやし組合が原原種を管理する。大鰐温泉もやし組合が管理する山奥のほ場においてのみ原種の栽培を行い、収穫された原種を生産者に配付する。生産者は、それぞれのほ場で原種からもやし栽培用の豆を栽培する。なお、生産者のほ場で栽培された豆はもやし栽培にのみ使用することとする。また、播種の際に、生産者において、交雑が疑われる大粒の豆、腐敗及び変質した豆、病害虫に侵された豆は取り除くこととする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 委員会は、5の確認において、明細書に記載されている各基準を満たしているもやしに、地理的表示である「大鰐温泉もやし」及び登録標章が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「大鰐温泉もやし」及び登録標章を使用している者及びこれらが使用されている袋等についても確認し記録する。

(2) また、(1)の確認において、以下のもやしがないかも確認する。

ア 明細書に記載されている各基準のいずれかを満たしていないもやしであるにもかかわらず、地理的表示である「大鰐温泉もやし」及び登録標章が使用されているもやし

イ 地理的表示である「大鰐温泉もやし」のみが使用されているもやし

ウ 登録標章のみが使用されているもやし

エ 地理的表示である「大鰐温泉もやし」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されているもやし

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 委員会は、7の確認の際に以下の表示を確認した場合は、「大鰐温泉もやし」の出荷を停止する。また、構成員である生産者により不適正な地理的表示「大鰐温泉もやし」または登録標章の使用が確認された場合には、当該生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告

を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、委員会は当該生産者を除名できるものとする。

ア 明細書に記載されている各基準のいずれかを満たしていないもやしであるにもかかわらず、地理的表示である「大鰐温泉もやし」及び登録標章が使用されている場合

イ 地理的表示である「大鰐温泉もやし」のみが使用されている場合

ウ 登録標章のみが使用されている場合

エ 地理的表示である「大鰐温泉もやし」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 委員会は、6(2)に記載の講習会等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示等の使用について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

委員会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる以下の資料
委員会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

委員会は、前記9(2)に加えて、生産者が作成した以下の資料を委員会においてその提出の日から5年間保存するものとする。

① 大鰐温泉もやし栽培実績報告書

② 大鰐温泉もやし出荷実績報告書

11 連絡先

